

## 手持品控除に係る納税申告書等（記載要領・記載例）

## 1. 手持品控除の適用を受ける場合の揮発油税及び地方揮発油税納税申告書の記載

- ✓ 油槽所で控除対象揮発油を所持する揮発油の製造者等が、揮発油税超過額の控除又は還付（以下「手持品控除」といいます。）の適用を受けるには、令和8年3月末までに提出される申告書に揮発油税超過額の金額を記載し、税額の計算を行う必要があります。 (P 1)
  - ✓ 挥発油税超過額の算出は、別紙様式1「控除対象揮発油の揮発油税超過額計算書」により算出します。 (P 2)

#### ① 手持品控除の適用を受ける場合の納税申告書の記載

「期限後申告・修正申告をする理由・事情」欄に控除対象揮発油の手持品控除がある旨を記載（入力）し、「揮発油税超過額」欄に控除対象揮発油の数量に基づく控除税額を記載（入力）してください。

なお、2月以上にわたって手持品控除の適用を受ける場合には、適用を受けようとする回数のうち何回目の手持品控除であるかを記載（入力）してください。

【記載（入力）例：期限後申告・修正申告をする理由・事情】

## 期限後申告・修正申告をする理由・事情

### 手持品控除申告 1回／全2回

参考：e-Tax输入可能文字数 75 文字

## 手持品控除に係る納税申告書等（記載要領・記載例）

## 2. 控除対象揮発油の揮発油税超過額計算書・貯蔵場所ごとの所持数量（次葉）の記載

e-Taxの場合、イメージデータにより提出可能であるため、添付書類送付書を作成し、作成したイメージデータを添付して送信してください。

## ② 控除対象揮発油数量

「貯蔵場所ごとの所持数量」欄に記載した「バイオエタノール等揮発油」及び「バイオエタノール等揮発油以外の揮発油」のそれぞれの所持数量の合計を記載してください。

なお、「貯蔵場所ごとの所持数量」欄に記載しきれない場合は、「貯蔵場所ごとの所持数量（次葉）」に記載してください。

### ③ エタノールの数量に相当する数量

バイオエタノール等数量相当分の算出方法は、次のとおりとなります

(1) エタノール濃度等が明らかな場合

	算出方法
バイオエタノール又はカーボンリサイタルエタノールが混和されたもの	バイオエタノール等揮発油の数量 × エタノール濃度
エチル-ターシャリ-ブチルエーテルが混和されたもの	バイオエタノール等揮発油の数量 × (エチル-ターシャリ-ブチルエーテル濃度×0.4237)

(2) エタノール濃度等が明らかでない場合

バイオエタノール等揮発油の数量 × 1.9%

※ バイオエタノール等揮発油のエタノール濃度等が品確法に基づく分析等により明らかである場合には、法定濃度（1.9%）を使用してバイオエタノール等数量相当分を算出することはできません。

## 【記載例】

令和8年1月30日 麹町 税務署長殿 受印	製造場の所在地及び名称	(〒 000-0000) 千葉県 〇〇市 〇-〇-〇 株式会社国税石油 関東製油所	電話	( 03 )  局番
	申告者住所	(〒 000-0000) 東京都 千代田区 霞が関 〇-〇-〇	電話	( 03 )  局番
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) カ"シカ"イ クセ"イエ" ダ"ヒヨウトリ"アリウ クセ"イタ"ウ		
		株式会社 国税石油 代表取締役 国税 太郎		
	個人番号又は法人番号	<input type="text"/>	※ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としてください。	
同上代理人	(フリガナ)			

下記のとおり揮発油税及び地方揮発油税の納税申告書(□期限後申告書・□修正申告書・□還付請求申告書)を提出します。

### 期限後申告・修正申告をする理由・事情

手持品控除申告  
1回／全2回

事項

手持品控除を行う場合、「期限後申告・修正申告をする理由・事情」欄に控除対象揮発油の手持品控除である旨を記載してください。

德助 晨助

預金

口座番号

## 2. ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

## 貯金口座の 記号番号

### 3. 郵便局等の窓口受取りを希望する場合

添 付 書 類	① 挥発油税及び地方揮発油税 課税標準数量及び税額計算書	通	⑩ 挥発油税未納税揮発油 移入明細書	通	参考事項 課税標準数量 98,650 L 税額 2,831,255円
	② 挥発油税戻入れ(移入)控除(還付) 税額計算書	通	⑪ 未納税・免税物品等亡失証明書	通	
	③ 挥発油税災害控除(還付)明細書	通	⑫ 挥発油税灯油免税明細書	通	
	④ 挥発油税課税物件被災確認書	通	⑬ 挥免	通	
	⑤ 被災揮発油についての損失補償の 事実を証する書類	通	⑭ 挥免	通	
	⑥ 挥発油税保税作業期間 経過課税分控除明細書	通	⑮ 挥	通	
	⑦ 挥発油税課税済証明書	通	⑯ 挥発油税特定用途 税揮発油移入明細書	通	
	⑧ 挥発油税超過額計算書	通	⑰ 挥発油税特定用途 税揮発油移出明細書	通	
	⑨ 控除対象揮発油の所持数量証明書	通			

#### ○ 撥発油税及び地方撹発油税納税申告書【記載例】前提

### • 移出数量

令和7年12月1日～12月30日 3,000,000ℓ

令和7年12月31日

3,000,000ℓ

令和7年12月31日 100,000ℓ

- ・4か所の油槽所で控除対象揮発油

「殺戮羅敷」

身確  
申  
納場  
金

有出

有出

01 - 1

四

1

## 【記載例】

整 理 番 号

製造場の所在地 及 び 名 称	(円 000-0000)
千葉県 OO市 O-O-O 株式会社国税石油 関東製油所	

区分		移出区分			① 計 (④ + ⑤ + ⑥)	
		④ 製造場内の消費	⑤ 航空機燃料用免税 揮発油及び特定用途 免税揮発油の譲渡等	⑥ その他の 免税揮発油の譲渡等		
総移出数量	①	0	0	3,100,000	3,100,000	3,100,000
総移出数量のうち 免税を受ける揮 発油	未納税移出 輸出免税 灯油免税 航空機燃料用免税	② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭	⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯	⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯
差移引出課税量	製造場内の消費 その他の 免税	⑯ ⑯ ⑯	⑯ ⑯ ⑯	⑯ ⑯ ⑯	⑯ ⑯ ⑯	⑯ ⑯ ⑯
欠減控除数量 (②×1.35%)	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯
税額	⑯	1 kℓにつき税率 (記載不要)	⑯ × ⑯ -	⑯	百 十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	1,620,523,555

暫定税率分（令和7年12月1日～12月30日分）の移出と本則税率分（令和7年12月31日分）の移出の合計を記載してください。  
税額は暫定税率分、本則税率分それぞれの税率で計算した額の合計を記載してください。

## 【記載例】

整 理 番 号

製造場の所在地 及 び 名 称	(円) 000-0000 千葉県 OO市 O-O-O 株式会社国税石油 関東製油所
--------------------	---

区分		移出区分			① 計 (④ + ⑤ + ⑥)
		④ 製造場内の消費	⑤ 航空機燃料用免税 揮発油及び特定用途 免税揮発油の譲渡等	⑥ その他の区分	
総移出数量	①	0	0	3,000,000	3,000,000
未納税移出	②				
輸出免税	③				
灯油免税	④				
航空機燃料用免税	⑤				
石油化学用免税を受けるとする揮発油	⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭				
製造場内の消費計 (④～⑩)	⑯				0
その他計 (⑪～⑯)	⑯				0
差移引出課税数量	⑯				0
その他 (⑯ - ⑯)	⑯				3,000,000
欠減控除数量 (⑯ × 1.35%)	⑯				405,000
税額	⑯	1 kℓ につき税率 53,800	⑯ × ⑯ =		15,922,110

令和7年12月1日～12月30日の間の移出について税額等を算出してください。  
税額は暫定税率（53,800円／kℓ）での計算を行ってください。

記載してください。  
3 「税務署整理欄」は、記載しないでください。

## 【記載例】

整 理 番 号

製造場の所在地 及 び 名 称	(円000-0000) <b>千葉県 OO市 O-O-O 株式会社国税石油 関東製油所</b>
--------------------	--

区分		移出区分			① 計 (④ + ⑤ + ⑥)
		④ 製造場内の消費	⑤ 航空機燃料用免税 揮発油及び特定用途 免税揮発油の譲渡等	⑥ その他	
総移出数量	①	0	0	100,000	100,000
未納税移出	②				
輸出免税	③				
灯油免税	④				
航空機燃料用免税	⑤				
石油化学用免税を受けるとする揮発油	⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭				
製造場内の消費計 (④～⑩)	⑯				0
その他計 (⑪～⑯)	⑯				0
差移引出課税数量	⑯				0
その他 (⑯ - ⑯)	⑯				100,000
欠減控除数量 (⑯ × 1.35%)	⑯				1350
税額	⑯	1 kℓ につき税率 <b>28700</b>	⑯ × ⑯ =	百兆千百十億千百十萬千百十円	<b>2831255</b>

令和7年12月31日の移出について税額等を算出してください。  
税額は本則税率(28,700円/kℓ)での計算を行ってください。

## 控除対象揮発油の揮発油税超過額計算書

ℓ未満  
切り捨て原則...小数点2位以下切り捨て  
※常時ℓ未満を切捨処理している場合、それに準ずる

## 【記載例】

整理番号

区分	バイオエタノール等揮発	バイオエタノール等揮発油以外の揮発油	合計
① 控除対象揮発油数量	25,000	15,000	
② エタノールの数量に相当する数量	501		
③ 差引控除対象揮発油数量 (①-②)	24,499	15,000	
④ 欠減控除数量 (③×1.35%)	330	202	
⑤ 挥発油税超過額の基となる数量 (③-④)	(a) 24,169	(b) 14,798	38,967
⑥ 挥発油税超過額 (Ⓐ欄÷1,000×25,100円)			978,071 円

## ○貯蔵場所ごとの所持数量

貯蔵場所		所持数量		
所在地	東京都 千代田区 震が関 〇-〇-〇	バイオエタノール等 挥 發 油 10,000	□ エタノール濃度	%
名 称	株国税石油 関東油槽所	バイオエタノール等 挥 發 油 以外 の 挥 發 油 -	□ エチルターシャリ-ブチルエーテル濃度	%
名 称	株国税石油 横浜油槽所	バイオエタノール等 挥 發 油 5,000	□ 濃度不明	%
名 称	株国税石油 横浜油槽所	バイオエタノール等 挥 發 油 以外 の 挥 發 油 5,000	✓ エタノールの数量に相当する数量	10,000ℓ × 1.9% = 190.0ℓ
所在地	大阪府 大阪市 南区 〇-〇-〇	バイオエタノール等 挥 發 油 10,000	✓ エタノール濃度	2.0 %
名 称	株国税石油 関西油槽所	バイオエタノール等 挥 發 油 以外 の 挥 發 油 -	□ エチルターシャリ-ブチルエーテル濃度	%
名 称	株国税石油 関西油槽所	バイオエタノール等 挥 發 油 10,000	□ 濃度不明	%
所在地	大阪府 大阪市 北区 〇〇-〇〇〇	バイオエタノール等 挥 發 油 -	✓ エタノール濃度	5.0 %
名 称	株OOオイルターミナル	バイオエタノール等 挥 發 油 以外 の 挥 發 油 10,000	□ エチルターシャリ-ブチルエーテル濃度	%
名 称	株OOオイルターミナル	バイオエタノール等 挥 發 油 以外 の 挥 發 油 10,000	□ 濃度不明	%

## 【注意】

この計算書は、揮発油税及び地方揮発油税納税申告書（CC2-3301-1）に添付してください。